

【飲食店むけ】

新型コロナウイルス感染症関連支援策のお知らせ

- ◆新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、飲食店の時短営業や不要不急の外出自粛の要請がされています。
- ◆要請に応じる事業者への協力金の支給と、影響を受ける事業者には支援金が創設されています。
- ◆申請方法など詳細は、各支援金名で検索いただくか、QRコードを読み取りの上、ご確認ください。

◆新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金

・対象事業者

通常20時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業していた飲食店

※テイクアウト専門店、イートインスペースのあるコンビニ、キッチンカーは対象外です。

・対象期間

令和3年8月2日(月)20時～令和3年8月31日(火)24時までの全30日間

・支給額

870,000円～2,850,000円

※1日あたりの売上高により、支給額が変わります。

※1日あたりの売上高＝前年または前々年の8月の売上高÷31日

※売上高は「飲食業の売上高」とし、消費税及び地方消費税を除いた金額になります。

営業時間短縮協力金



・申請方法

郵送 または インターネット

・申請期間(予定)

令和3年8月12日(木)～令和3年10月15日(金)

※ただし、インターネットによる受付は8月20日(金)から開始

◆栃木県地域企業応援一時金

・対象事業者

①飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響を受けている事業者

②2021年の4,5月のいずれかの月の売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少

※①と②両方を満たすことが必要です。月次支援金の対象になる方は対象外です。

・給付額

法人 上限20万円 個人 上限10万円

・申請期間

令和3年9月30日(木)

地域企業応援一時金



各種支援金の申請支援は随時行っておりますので、お気軽に商工会までお問い合わせください。

TEL 0282 - 27 - 4488